

世田谷区告示第232号

北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託した歳入等

リサイクル資源の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで